

黒川三丁目分譲地 申し込み要領

大竹市及び大竹市土地開発公社（以下、公社）は、次の市有地及び公社所有地を分譲します。

1. 分譲物件

所在	地番	登記地目	実測面積	価格	合計分譲価格	備考
黒川 三丁目	103番1	山林	724.07 m ²	510,000円	6,580,000円	公社所有地
	103番5	雑種地	220.82 m ²	4,880,000円		公社所有地
	103番6	雑種地	53.93 m ²	1,190,000円		市有地

詳細は、別紙物件概要のとおりです。

2. 分譲の資格及び条件

- (1) 土地を自ら必要とされる方であること。
- (2) 分譲代金を期日までに納入できること。
- (3) 土地の共有者は、分譲代金を負担できる方であること。
- (4) 敷地内又は隣接地における電柱、支線等の設置及び敷地上の配線等の通過は拒否しないこと。

3. 申し込み方法

市有地については「財産譲受願」、公社所有地については「土地分譲申込書」に記入・押印のうえ、必要書類を添付して提出してください。

詳細につきましては、4ページの一覧表をご覧ください。

4. 申し込み期間及び場所

【期間】 土曜日・日曜日・祝日を除く毎日 ※受付時間は9時～17時

【場所】 大竹市建設部監理課（大竹市役所4階）

5. 申し込みの注意事項

(1) 1世帯（住民票で確認）又は1団体（登記簿で確認）で1件の申し込みになります。

(2) 契約は、大竹市と公社の双方と行う必要があります。

(3) 郵送、電話、ファクス、インターネットでの申し込みは受け付けておりません。

(4) 申し込みは、本人又は本人から委任をされた代理人に限ります。

(5) 申し込みの内容について虚偽の記載があるときは、申し込み及び譲渡の決定を取り消します。

(6) 物件の引き渡しは現況で行いますので、現地を十分に確認したうえで、お申し込みください。

(7) 原則、申し込み後の取り下げは受け付けできません。

(8) 提出書類の返却はいたしません。

6. 分譲決定

申し込み順により決定します。

7. 契約について

(1) 分譲決定後、指定する期日までに大竹市及び公社と売買契約を締結してください。

この日までに契約が締結できない場合、当選者としての資格を失います。

(2) 契約に必要な書類等については、分譲決定後にご連絡いたします。

8. 支払方法

契約締結後、ただちに内入金を納入していただき、3か月以内に残金を一括して納入していただきます。なお、内入金の金額は388,500円です。

9. 所有権移転登記

代金完納後、大竹市及び公社が囑託により行います。

10. 土地の引き渡し

物件概要のと通りの現状引き渡しとします。

11. 紛争の解決

境界、日照、排水及び土地の使用目的等に関して問題が起きた場合、相隣関係者間で解決するものとし、原則として大竹市及び公社は、調停・斡旋は行いません。

1 2. 契約に必要な費用

印紙代や登記に必要な登録免許税等の契約に必要な一切の費用は、譲受人の負担となります。大竹市及び公社それぞれの契約で必要になります。

1 3. 契約不適合

土地の引き渡し以後、契約の内容に適合しないことが発見された場合においても、原則として、大竹市及び公社はその責任を負いません。

1 4. 公租公課負担

所有権移転等が完了した年の翌年分から賦課される固定資産税等公租公課は、譲受人の負担となります。

1 5. 解約手数料

譲受人が、債務不履行等契約違反や不正な行為により取得した場合等、または譲受人の一方的な理由により契約を取り消した場合は、388,500円を解約手数料としていただきます。内入金を充当することも可能です。

1 6. お問い合わせ先

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

〒739-0692

大竹市小方一丁目11番1号

大竹市建設部監理課

電話：(0827)59-2161 (直通)

ファクス：(0827)57-7149

メール：kanri@city.otake.hiroshima.jp

申し込みに必要な書類

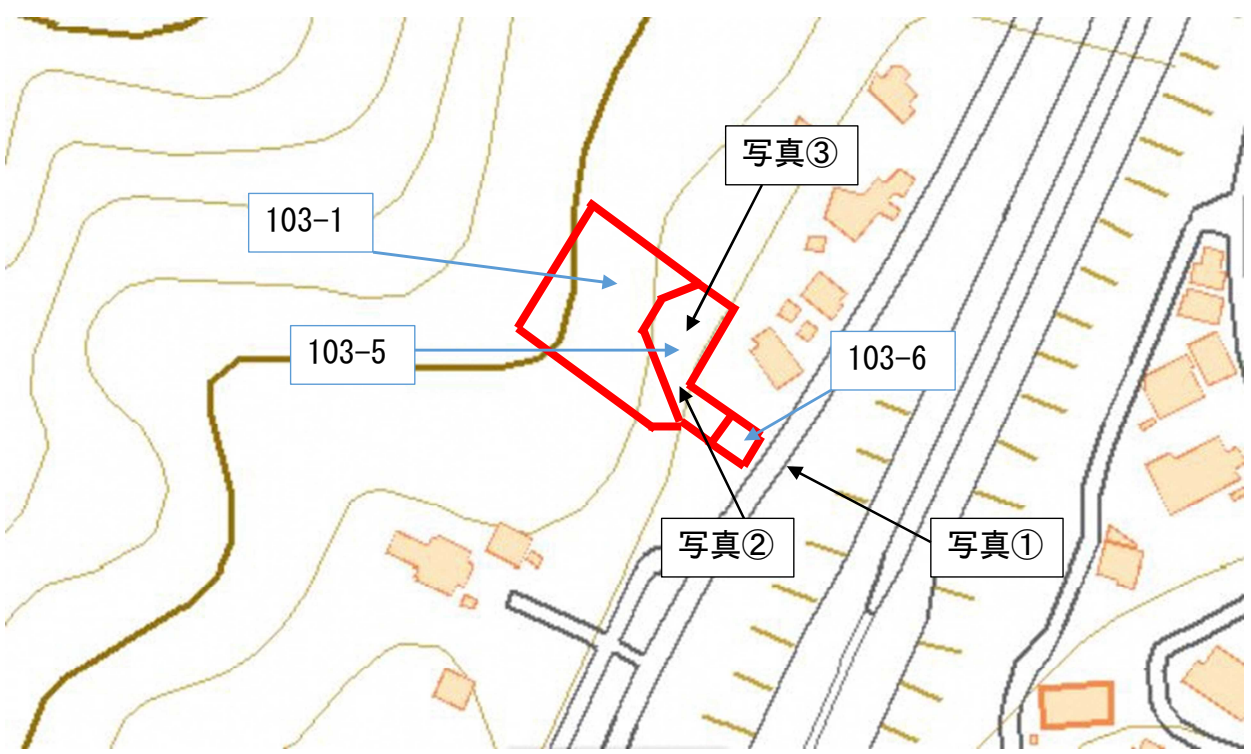
	申し込み用紙	添付書類	
		個人の場合	法人の場合
市 有 地	財産譲受願 ※共有で申し込みの場合は、共有者全員の氏名等を記入し、押印	住民票謄本 ※発行後3か月以内のもの ※共有で申し込みの場合は、共有者全員のものを提出	法人登記事項証明書 (法人登記簿)
		委任状 ※代理人が申請する場合のみ	委任状 ※財産譲受願提出者に対しての法人名義のもの
公 社 所 有 地	土地分譲申込書 ※共有で申し込みの場合は、共有者全員の氏名等を記入し、押印	住民票謄本 ※発行後3か月以内のもの ※共有で申し込みの場合は、共有者全員のものを提出	法人登記事項証明書 (法人登記簿)
		委任状 ※代理人が申請する場合のみ	委任状 ※土地分譲申込書提出者に対しての法人名義のもの

※申し込み人の名義で登記を行いますので、申し込み人の記入は十分に考慮してください。

所在図（遠景）



所在図（近景）



写真①



写真②



写真③

